明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令（厚生労働三一）　二

○資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業二）　三

○商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令（経済産業二一）　三

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務一四〇）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同一四一）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同一四二～一四五）　三

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第一条第二号に規定する主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器を定める件の一部を改正する件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）　四

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件の一部を改正する件（同二）　四

○保安林の指定をする件（農林水産七六九～七八四）　四

○平成二十七年度以降の五年間についての石油備蓄目標（経済産業五〇）　六

○モーターボート競走法第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項の国土交通大臣が定める率を定める告示（国土交通四九四）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同四九五）　八

○建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の業務区域を変更した件（同四九六）　八

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同四九七）　八

○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第二条の表の七の項及び八の項の規定に基づく環境大臣が定める商品の一部を改正する件（環境二六）　九

〔国会事項〕　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕　一〇

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕　一一

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分関係　一一

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　三〇